

当別町介護保険デイサービスセンター運営規程

（事業の目的）

第1条 当別町が開設する当別町指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員又は介護職員等（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の生活相談員等は、要介護状態等の利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、食事、排泄、その他日常生活上の世話、機能訓練の支援を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、他の指定居宅介護サービス事業者及び介護保険施設等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 当別町デイサービスセンター
- (2) 所在地 石狩郡当別町西町3番地2

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員等 生活相談員 1名以上
介護職員 4名以上
看護職員 1名以上
機能訓練指導員 1名以上（看護職員との兼務）
調理員 若干名

職員は、事業所に対する指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用の申込みに係る調整、通所介護計画及び介護予防通所介護計画作成、通所介護及び介護予防通所介護の提供を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 営業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時15分から午後5時00分までとする。

（利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 1日当りの利用定員は27人とする。

（通所介護の内容及び利用料等）

第7条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護及び指定介護予防通所介護が法定代理受領サービスであるときは、各利用者の介護保

険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (2) 入浴介助
- (3) 機能訓練
- (4) 送迎

2 前項に定めるもののほか、利用者から飲食費として1食当たり700円の支払を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、当別町の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨相談すること。
- (2) 入浴、機能訓練、送迎等の際には、職員の案内を守り周囲の状況を確認すること。
- (3) 第11条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時等における対応方法)

第10条 生活相談員等は、通所介護及び介護予防通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 非常災害に対処するため、防火管理者を定め消防計画及び風水害、地震等の災害対策のための計画を策定し、避難及び救出その他必要な訓練を行うものとする。

(業務継続計画の策定)

第12条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時での早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するための措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号の掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束の原則禁止)

第14条 指定通所介護及び介護予防通所介護の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その様態及び時間、その際の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載すること。

(衛生管理等)

第15条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の整備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように以下の措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね年に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第16条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(委任)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年3月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。